

給与計算実務能力検定試験®

対策講座・模擬試験講座

こんな方におススメです

- ①範囲が幅広くて、どこを覚えたらいいのかわからない
- ②時間がないから、重要ポイントに絞って学習したい
- ③事例や問題をたくさん解いて、知識を確認したい

公式講座は給与計算に必要な知識が無駄なく習得でき、検定合格ラインに導きます

給与計算実務能力試験の難易度

■想定合格率（講座を受講していない人も含む）

2級試験 全受験者のうちの60%～70%程度

1級試験 全受験者のうちの40%～50%程度

■想定学習時間

2級試験 40～50時間程度

期間にして1ヶ月～1ヶ月半程度

1級試験 50～60時間程度

期間にして1ヶ月半～2ヶ月程度

（2級の範囲は理解できているものとする）

合格率が全然違う！

対策講座・模擬試験講座をご受講いただくと、
検定合格に必要な知識が無駄なく短時間で習得できます。

2級合格率



1級合格率



※グラフは2018年11月23日試験での合格実績。「講座受講者」とは通学講座、DVD講座、WEB講座の形態を問わず、「対策講座」「模擬試験講座」のいずれかを受講した方を指します。

対策講座

模擬試験講座

試験対策に特化したメインテキスト



「対策講座テキスト」と「公式テキスト」の学習内容に違いはありません。

「対策講座テキスト」は『給与計算実務能力検定®』試験対策に特化して
編集された構成になっていますので、出題ポイントがわかりやすくまとめられ、
理解を深める事例や練習問題も豊富に掲載された内容となります。

※講座では「公式テキスト」は使用しません。

各章・項目の注目すべき 学習のポイント

検定試験前半の知識問題対策集 確認問題・解答

知識を深く理解する情報満載 豊富な事例・根拠となる法令と判例

学習のポイント

- 年次有給休暇の権利の発生の要件…継続勤務と出勤率（労働基準法 39 条 1項）
- 付与日数…基本的な増加の仕組み（労働基準法 39 条 2項）
- 比例付与…パート・アルバイト等に対する年次有給休暇（労働基準法 39 条 3項）
- 年次有給休暇の付与単位…原則 1 日単位で付与（明確通達、労働基準法 39 条 4項）
- 時季指定権と時季変更権…労働者の時季指定権と使用者の時季変更権（労働基準法 39 条 5項）
- 計画的付与…年次有給休暇を計画的に消化させるための仕組み（労働基準法 39 条 6項）
- 年次有給休暇期間中の賃金…3つの種類から選択（労働基準法 39 条 7項）

確認問題

以下の問題文が正しければ○、誤っているれば×をつけてください。

- 【問 1】 年次有給休暇の権利の発生要件は、1年6か月以上継続して勤務し、その間の出勤率が8割以上であることである。
- 【問 2】 出勤率を算定する際、業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間があるときは、その期間は、出したものとみなされる。
- 【問 3】 3年6か月継続勤務した者に付与しなければならない年次有給休暇の日数は13日である。
- 【問 4】 パートやアルバイトなどの非正規雇用の労働者には、年次有給休暇を与える必要はない。
- 【問 5】 労働者は、労働者から請求された時季に年次有給休暇を与えないことができる。このことについて、特に理由は問わない。
- 【問 6】 年次有給休暇の期間についての賃金は、「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」としなければならない。

確認問題の解答

- 【問 1】 ×
「1年6か月」ではなく、「6か月」が正しい。

- 【問 2】 ○

- 【問 3】 ×

- 「13日」ではなく、「14日」が正しい。

- 【問 4】 ×

- パートやアルバイトなども労働者であるので、要件に該当しない場合は有給休暇を与えない必要はない。なお、一定の者は、比例如る。

- 【問 5】 ×

- 使用者が時季変更権を使用できるのは、「事業の正常な運営に限られている」。

- 【問 6】 ×

- 「平均賃金」、「健康保険法による標準報酬月額の30分の1に」とすることもできる。

試験直前の確認におススメ チェックポイント

Check Point

- 年次有給休暇の権利の発生要件は、6か月以上継続勤務し、その間の出勤率が8割以上であること。
- 付与日数は、継続勤務年数1年ごとに増加する。
- 1年間の出勤率が8割未満である場合は、次の1年間にについては、年次有給休暇の権利は発生しない。ただし、継続勤務年数には影響しない。
- パートやアルバイトなどの非正規雇用の労働者にも、年次有給休暇を与える必要がある。ただし、付与日数は、比例如ることがある。
- 比例付与の対象者は、週の所定労働時間が 30 分間未満であって、かつ、週の所定労働時間が 4 日以下（又は年間の所定労働日数が 30 日以下）の者。
- 年次有給休暇の賃金（平均賃金）、「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」の30分の1のいずれか。

※講座学習には「公式テキスト」を別途お求め頂く必要はございません。個々の学習状況に応じ、必要にあわせてご検討下さいませ。

約 2.5 倍

公式テキスト記載の
「3 6 協定」に関する
この内容が

2021

公式テキスト記載の
「3 6 協定」に関する
この内容が

2021

給与計算
実務能力検定
2級 公式テキスト

公式テキストと何が違うのですか

例えば2級公式テキストに「確認」コーナーとして記載されている
『3 6 協定』の内容が、2級対策講座テキストでは2.5ページ分、
詳細な根拠とともに記載されています。

知識を深く理解するための情報が詰め込まれた内容です。

